

国民保護に関する埼玉県計画 (改定案)

平成 2 1 年 1 1 月
埼 玉 県

目 次

第1編 総 則	
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の経緯及び根拠	1
第3章 基本的な考え方	3
第4章 埼玉県概況	5
第1節 地理的特性	5
第2節 社会的特性	5
第5章 国民保護の実施体制	8
第1節 国・県・市町村等の責務	8
第2節 関係機関との連携	12
第3節 他の都道府県との連携	13
第4節 公共的団体との協力体制	14
第5節 県民の協力	14
第6節 武力攻撃等の態様と留意点	14
第2編 平時における準備編	19
第1章 情報収集、伝達体制の構築	19
第1節 通信の確保	19
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	19
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	20
第2章 迅速な初動体制の確保	21
第1節 県の体制整備	21
第2節 市町村の体制整備	22
第3節 指定地方公共機関の体制整備	22
第3章 警報、緊急提供の発令・伝達	22
第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割	22
第2節 警報の住民への周知	23
第3節 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割	23
第4章 避難の指示	24
第1節 避難の指示の伝達	24
第2節 モデル避難実施要領の作成	24
第3節 避難人数の把握	31
第4節 避難の指示の周知	31
第5節 避難交通手段の決定	33

第6節	避難路の選定	34
第7節	運送順序の決定	35
第8節	避難施設の指定と施設管理者との連絡体制	35
第9節	避難住民等に対する住宅供給対策	37
第10節	避難住民集合場所の指定	38
第11節	交通規制の準備	39
第12節	道路啓開の準備	39
第5章	緊急物資の備蓄等	39
第1節	緊急物資の備蓄	39
第2節	装備品の整備	40
第3節	県が管理する施設及び設備の整備等	40
第6章	緊急物資運送計画の策定	41
第1節	運送車両の確保	41
第2節	運送路の決定基準	41
第3節	応援物資の受入れ体制の整備	42
第4節	応援物資の発送体制の整備	43
第7章	医療体制の整備	44
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針	44
第2節	初期医療体制の整備	45
第3節	後方医療体制の整備	47
第4節	傷病者搬送体制の整備	49
第5節	保健衛生体制の整備	49
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	51
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	51
第2節	核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備	52
第9章	文化財保護対策の準備	53
第10章	研修の実施	54
第11章	訓練の実施等	54
第1節	県・市町村の訓練	55
第2節	民間における訓練等	56
第12章	県民との協力関係の構築	57
第1節	消防団の充実・活性化の促進	57
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	57
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	58
第4節	県民の意識啓発等	59

第3編 武力攻撃事態等対処編	60
第1章 実施体制の確保	60
第1節 全庁的な体制の整備	60
第2節 県対策本部の組織等	61
第3節 関係機関との連携体制の確保	72
第4節 県対策本部の廃止	74
第5節 県民との連携	74
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	76
第1節 特殊標章等の交付	76
第2節 赤十字標章等の交付	78
第3節 安全確保のための情報提供	79
第3章 住民の避難措置	80
第1節 警報の通知・伝達	80
第2節 緊急通報の発令	82
第3節 避難の指示	83
第4節 避難住民の運送手段の確保	86
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	88
第6節 避難路の交通対策の実施	88
第7節 避難誘導の実施	89
第8節 避難の指示の解除	90
第4章 避難住民等の救援措置	90
第1節 救援の協力要請等	91
第2節 救援の実施	91
第3節 他の都道府県との相互協力	103
第5章 武力攻撃災害への対処措置	104
第1節 対処体制の確保	104
第2節 応急措置等の実施	106
第3節 保健衛生対策の実施	113
第4節 動物保護対策の実施	113
第5節 廃棄物対策の実施	113
第6節 文化財保護対策の実施	114
第6章 情報の収集・提供	115
第1節 被災情報の収集・提供	115
第2節 安否情報の収集・提供	115
第3節 各措置機関における安否情報の収集	118

第4編	県民生活の安定編	1 1 9
第1章	物価安定のための措置	1 1 9
第2章	避難住民等の生活安定措置	1 2 0
第3章	生活基盤等の確保のための措置	1 2 1
第1節	事業者等が実施する措置	1 2 1
第2節	公的施設の適切な管理	1 2 2
第4章	応急復旧措置の実施	1 2 2
第1節	県及び市町村	1 2 3
第2節	指定地方公共機関	1 2 4
第5編	財政上の措置編	1 2 5
第1章	損失補償等	1 2 5
第1節	損失補償	1 2 5
第2節	損失補てん	1 2 5
第2章	損害補償	1 2 6
第3章	被災者の公的徴収金の減免等	1 2 6
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 7
第5章	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 7
第6編	緊急対処事態対処編	1 2 8
第1章	埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置	1 2 8